

久喜市告示第 495 号

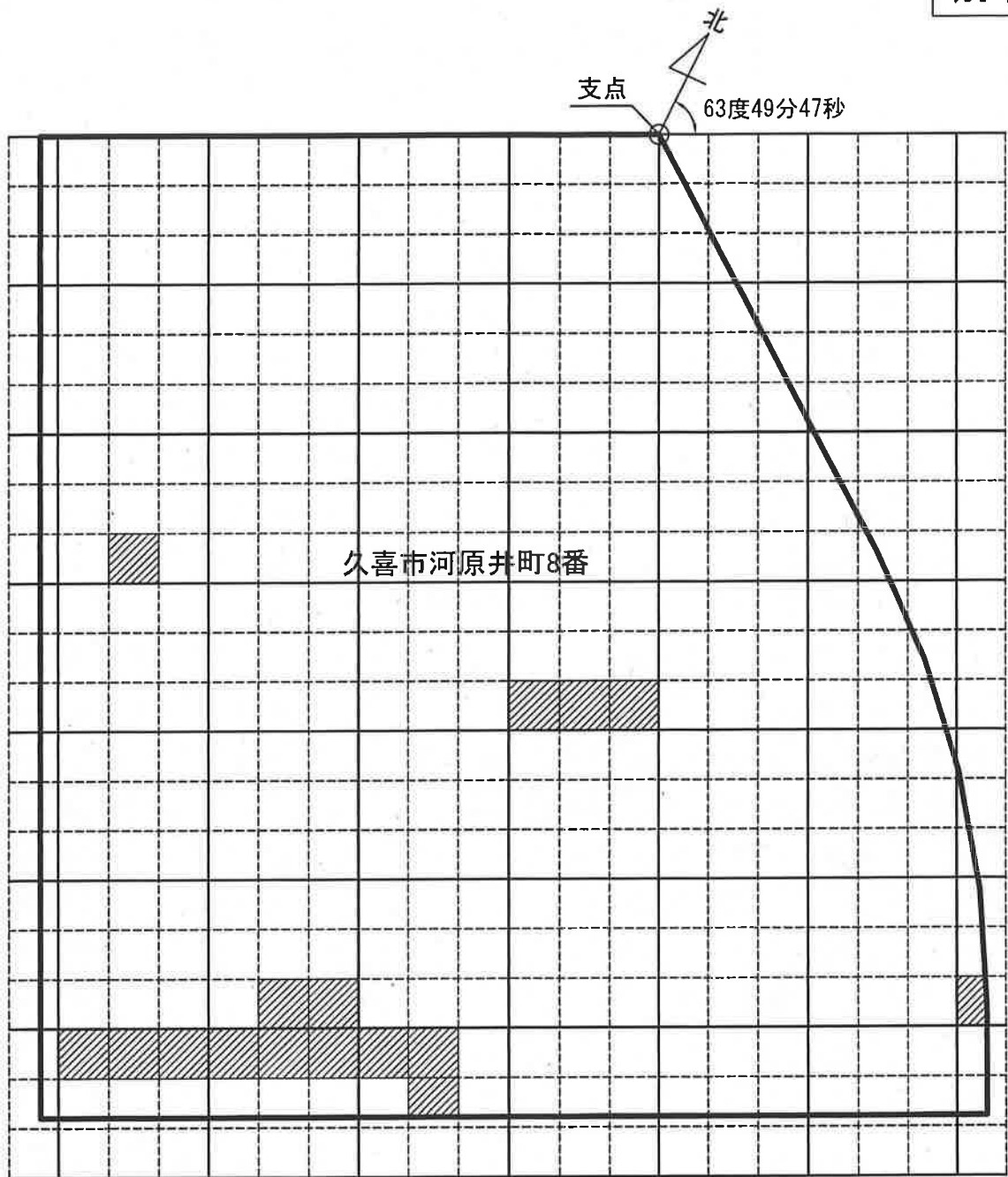
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年久喜市告示第331号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成30年12月3日

久喜市長 梅田修



- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（久喜市河原井町8番地の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
掘削による汚染土壌の除去



凡 例

- 10m格子
- 30m格子
- 敷地境界
- ▨ 解除に係る土地の場所

解除に係る土地の面積
1,540.0㎡

支 点
支点は、久喜市河原井町8番の最北端とする。

格子の回転角度(63度49分47秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。